

## 加古川市上下水道局優良工事に関する事務取扱基準

平成 18 年 5 月 10 日  
管 理 者 決 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、加古川市上下水道局工事成績評定実施要領（平成 18 年 5 月 10 日管理者決定。以下「評定要領」という。）第 9 条に規定する優良工事の公表に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第 2 条 評定要領に規定する優良工事の選定において、次の各号のいずれかに該当する請負者は対象から除外する。

- (1) 当該年度に指名停止を受け、又は受けることが明らかな請負者
- (2) 当該年度に施工した工事に関して文書警告以上の処分を受けた請負者
- (3) 公表時点において建設業として経営を行っていない請負者
- (4) その他優良工事として認めるに不適當な事実があった請負者

2 優良工事として加古川市上下水道局ホームページに掲載中の請負者が、前項各号のいずれかに該当した場合は、当該請負者のホームページ掲載を取りやめるものとする。

3 公表時点において、加古川市総務部管財契約課に提出している経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期限が過ぎている者は、第 1 項第 3 号に規定する者とみなす。

(関連工事)

第 3 条 評定要領に規定する優良工事の選定において、既発注工事に伴う関連工事で、既発注工事の請負者が受注した工事については、既発注工事と関連工事を合わせて 1 件として取り扱うものとする。

2 前項に規定する工事の評定点を算出するときは、既発注工事と関連工事の請負金額による加重平均で求めるものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。